

神奈川県企業庁水道営業所(相模原・藤沢・茅ヶ崎)における屋外広告掲出

事業者募集要項

この要項は、神奈川県企業庁水道営業所(相模原・藤沢・茅ヶ崎)の敷地内における屋外広告掲出についての事業者を募集するにあたり、神奈川県企業庁広告掲載要綱及び神奈川県企業庁広告掲載事務取扱要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものです。

1 屋外広告の掲出を募集する水道営業所、掲出場所・大きさ及び広告掲出料

所管水道営業所名	所在地	掲出場所の大きさ	広告掲出料(消費税抜き)	掲出場所の詳細
(1)相模原水道営業所	相模原市中央区光が丘2-18-56	900mm×5,660mm	66,000円/年	別添1のとおり
(2)藤沢水道営業所	藤沢市鵠沼石上2-6-1	650mm×4,300mm	33,000円/年	別添2のとおり
(3)茅ヶ崎水道営業所	茅ヶ崎市本村4-5-22	1,200mm×5,000mm	79,200円/年	別添3のとおり

*(1)、(2)、(3)それぞれの掲出箇所別に募集・選定をします。3箇所全てへ申し込むことも可能です。

*広告掲出料は事業者が募集した広告主の広告を掲出する期間のみ発生します。

2 屋外広告の掲出期間

相模原水道営業所：令和8年4月1日から令和11年3月31日

藤沢水道営業所：令和8年4月1日から令和9年3月31日

茅ヶ崎水道営業所：令和8年4月1日から令和10年3月31日

3 事業者の応募資格

次のすべての要件を備え、広告主の募集、屋外広告の製作・掲出・維持管理・撤去等の一連の作業が可能な広告代理店等とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 同種又は類似する屋外広告の掲出実績があること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 業務内容を、公正かつ的確に遂行できる者であること。
- (6) 労働保険加入事業所であること。

4 事業者の選定方法

応募資格の要件を満たした事業者を対象として、以下の方法で選定を行います。

(1) 審査方法

提出された広告掲載申込書を受理し、「神奈川県企業庁広告掲載要綱」及び「神奈川県企業庁広告掲載事務取扱要領」に基づき掲載の可否の審査及び決定を行う。

また、次のいずれかに該当する場合は、申込みを無効とします。

- ①提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの
- ②必要事項が記載されていないもの
- ③虚偽の内容が記載されているもの

(2) 審査結果等

すべての申込者に令和8年2月24日（火曜日）までに書面（様式2）で通知し、決定した事業者の名称を企業庁のホームページで公表します。

5 事業者の応募手続

提出に必要な様式類は、ホームページからダウンロードするか、神奈川県企業庁企業局総務室企画調整グループで入手してください。

(1) 提出書類及び提出部数

*応募する掲出箇所ごとに以下の書類を提出してください。

- ① 屋外広告掲出申込書（様式1）【1部】
- ② 広告の原稿案 【1部】

(2) 提出方法

屋外広告掲出申込書及び原稿案を提出期限までに、神奈川県企業庁企業局総務室企画調整グループあて持参又は郵送（提出期限必着）により提出してください。

持参の場合は、募集期間中の平日午前8時30分から午後5時15分までの間にお持ちください。

(3) 質問の受付及び回答

本募集に関する質問がある場合は、質問書（様式は任意）を、神奈川県企業庁企業局総務室企画調整グループあてに、メールで提出してください。

（メールアドレスは ki-kikou.3001@pref.kanagawa.lg.jp）

回答は、申込みをしたすべての事業者の提出された屋外広告掲出申込書に記載された電子メールアドレスあてに送付します。

6 スケジュール

- | | |
|--------------|-------------------|
| (1) 質問書提出期限 | 令和8年2月2日（月曜日）17時 |
| (2) 質問回答期限 | 令和8年2月6日（金曜日） |
| (3) 申込書等提出期限 | 令和8年2月12日（木曜日）17時 |
| (4) 決定通知書送付 | 令和8年2月24日（火曜日）まで |

7 行政財産の目的外使用許可

選定された事業者は、各水道営業所において神奈川県公営企業固定資産管理規程に基づき行政財産の目的外使用許可を受けていただき、広告掲出料とは別に使用許可に係る使用料をお支払いいただきます。（使用料は、面積に応じた「神奈川県公営企業固定資産管理規程」第38条の2第1号に定める金額）

8 契約書の締結

選定された事業者と企業庁との間で、1の掲出箇所を所管する各水道営業所と契約書を締結します。

契約書の有効期間は、締結日から「2 屋外広告掲出期間」の終了日までとし、事業者及び企業庁の双方に終了の意思がなければ、有効期間は相模原水道営業所を除き、さらに1年間更新されるものとします。

※別添契約書（案）については、各水道営業所との協議により一部内容を変更する場合があります。

なお、各水道営業所の契約期間及び更新上限回数は、以下のとおりです。

	契約期間	更新上限回数
相模原水道営業所	令和8年4月1日から令和11年3月31日	なし
藤沢水道営業所	令和8年4月1日から令和9年3月31日	2回
茅ヶ崎水道営業所	令和8年4月1日から令和10年3月31日	1回

また、当該広告掲出場所の各水道営業所における行政財産の目的外使用許可を受けることを契約の条件とします。

9 広告掲出の条件等について

(1) 広告の募集

屋外広告の掲出をしようする者（以下「広告主」という。）の募集については、事業者が行うものとします。

(2) 広告掲出に必要な各種手続き

広告掲出に際しては、屋外広告物条例等関係法令を遵守し、屋外広告物申請等必要な手続きを行っていただきます。（申請等に係る費用は、事業者が負担してください。）

(3) 広告の掲載内容等

広告主及び広告掲載内容等については、周辺の環境に配慮し、「神奈川県企業庁広告掲載要綱」及び「神奈川県企業庁広告掲載事務取扱要領」を遵守してください。

また、広告内容（広告主、掲載内容等）について、事前に企業庁で確認を行い、修正等をお願いする場合があります。

(4) 広告の製作・掲出・撤去等

屋外広告の製作から掲出・撤去・原状回復まで、全て事業者が行うものとします。また、掲出期間中は、破損や汚れのないよう、定期的な点検管理を実施していただきます。

10 その他

- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出期限以降は、書類の差替え及び再提出はできません。
- ・応募に係る経費は申込者の負担とします。

11 問合せ先・書類提出先

神奈川県企業庁企業局総務室企画調整グループ

（〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁新庁舎10階）

担当 原

電話 045-210-1111 内線 7027

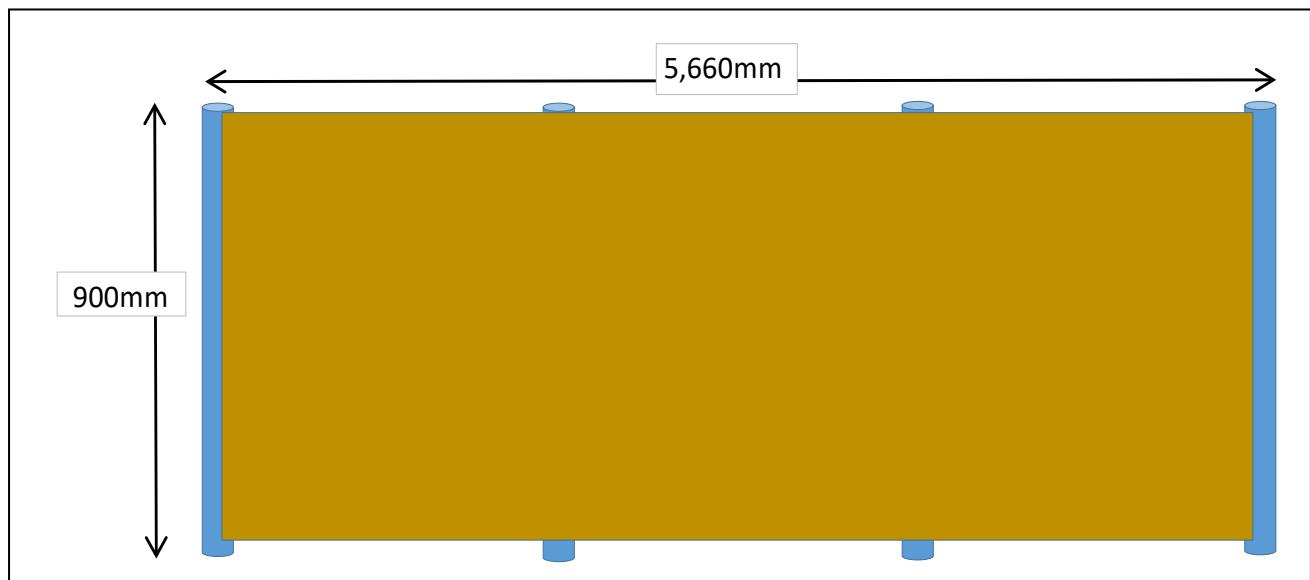
ファクシミリ 045-210-8900

(1) 相模原水道営業所

別添1

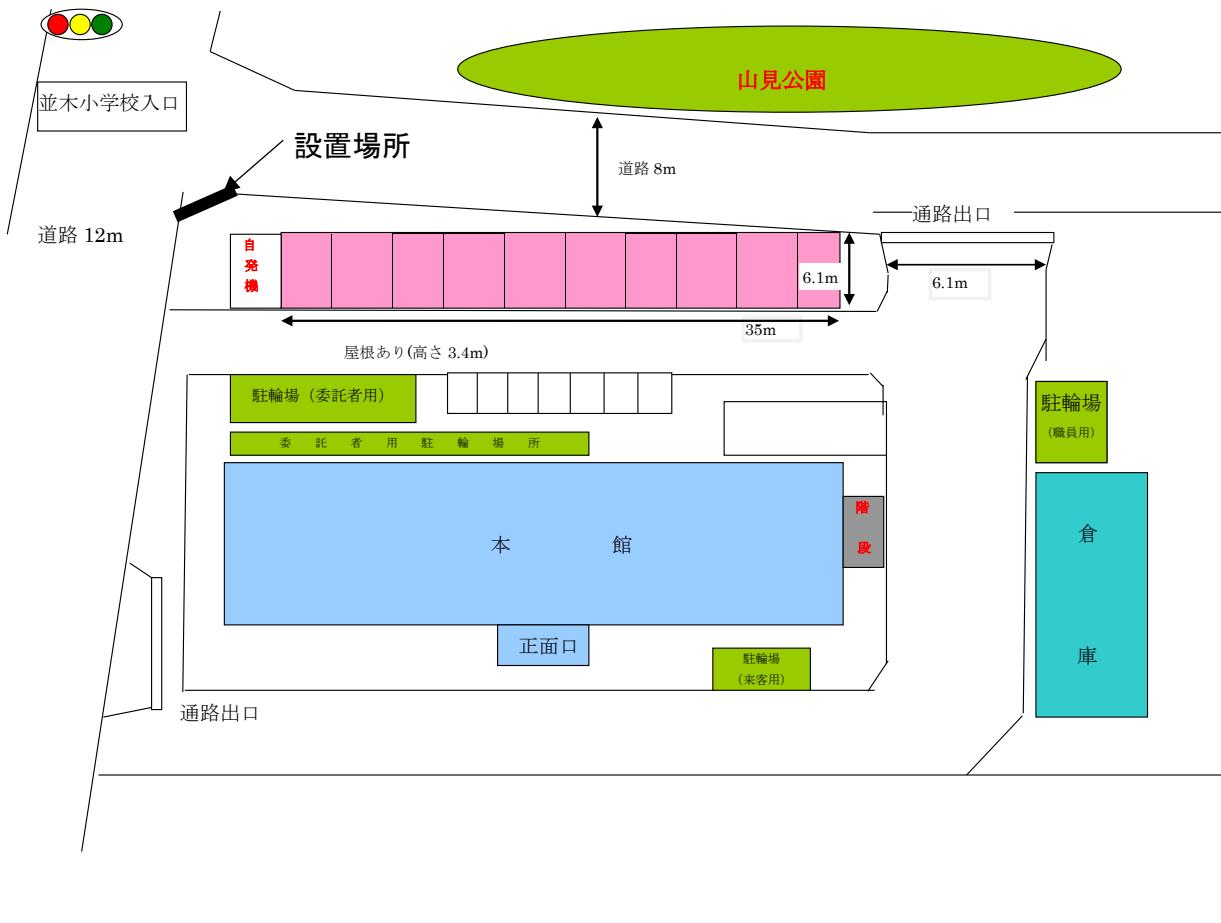


赤の点線内のフェンスに掲出（下図のとおり）



高さ 900mm × 幅 5,660mm

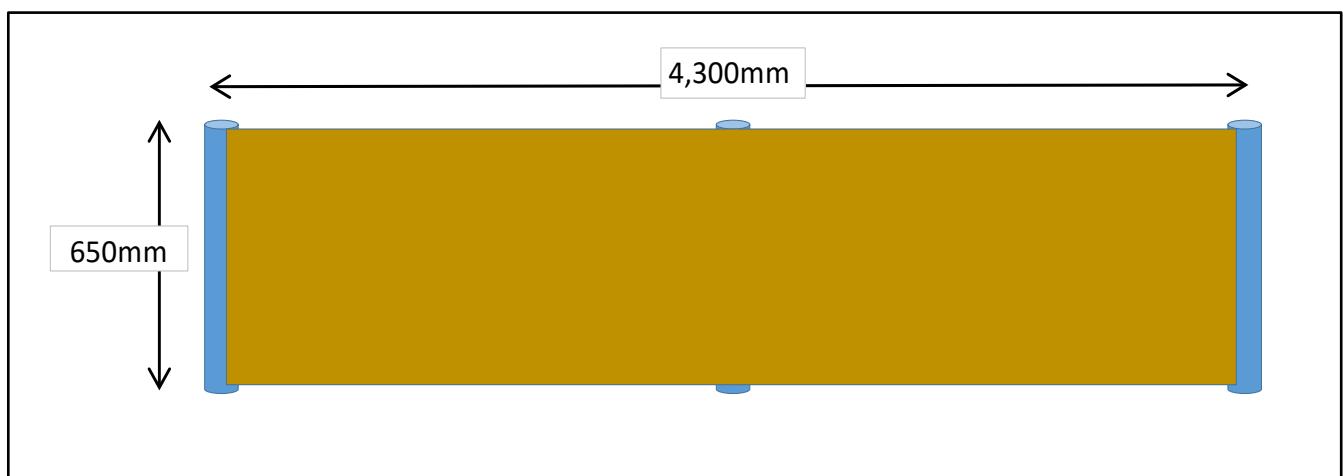
位置図



(2) 藤沢水道営業所

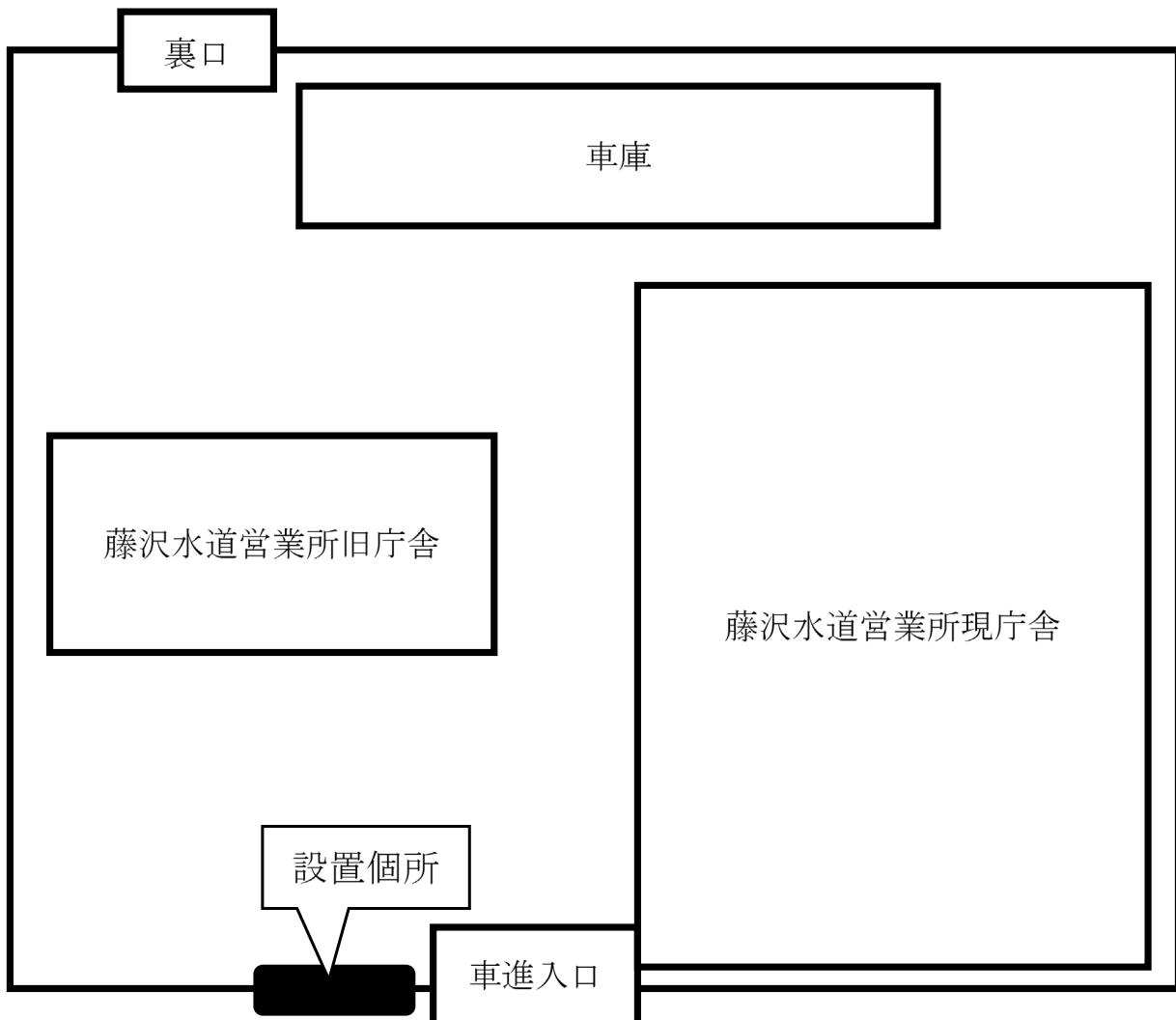


赤の点線内のフェンスに掲出（下図のとおり）



高さ 650mm × 幅(4,300mm)

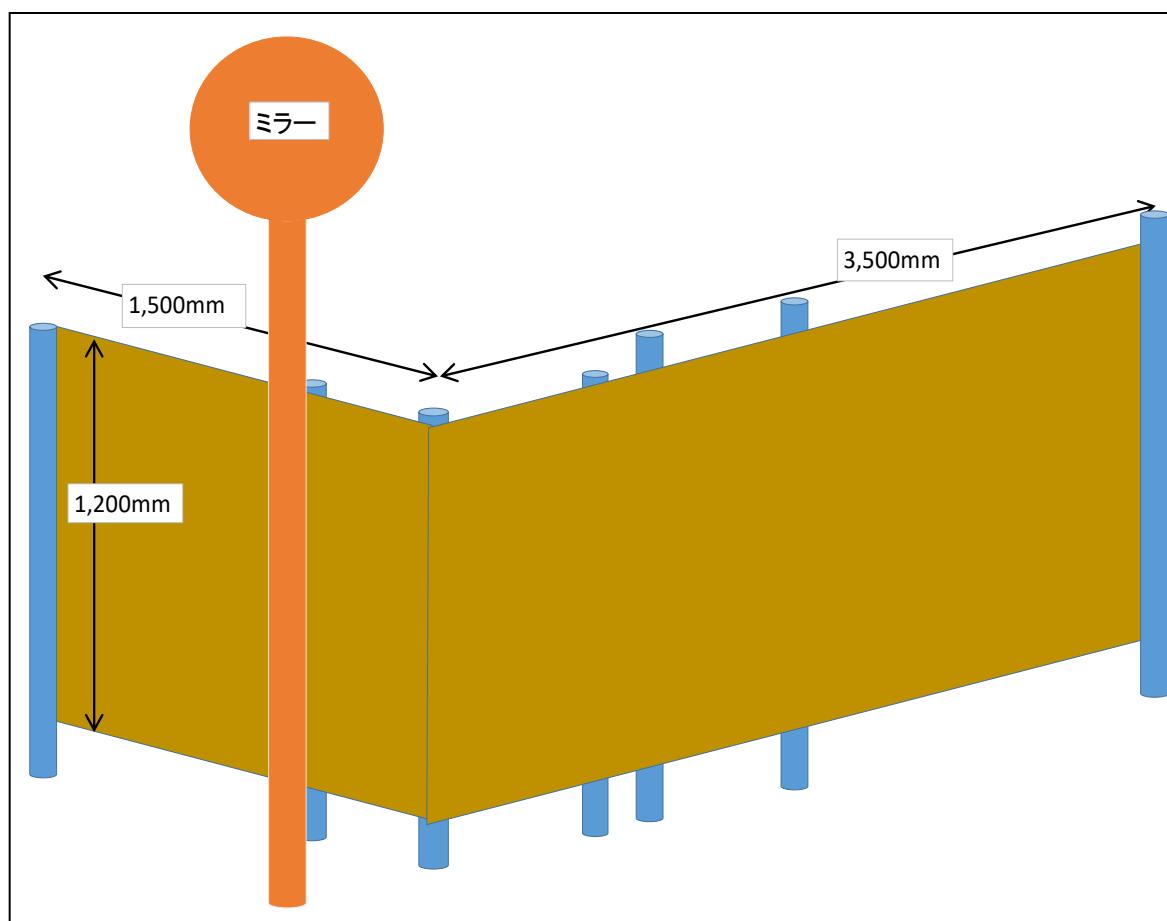
位置図



(3) 茅ヶ崎水道営業所



赤の点線内のフェンスに掲出（下図のとおり）



位置図

